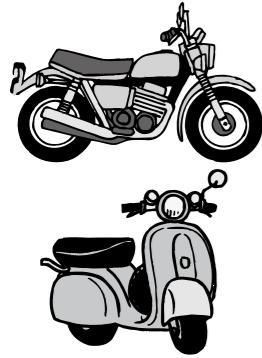


軽自動車税の 税率変更について

閩税制課 (市役所2階2番窓口) ☎32-2017または各支所・出張所担当課

平成26年度と平成27年度の税制改正により、軽自動車税の税率が次のとおり変更されます。

原動機付自転車など



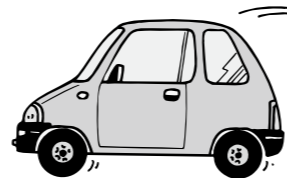
車種区分		税率 (年税額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー 50cc以下	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他 (フォークリフトなど)	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車	125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
トレーラー・雪上車		2,400円	3,600円

※平成28年4月1日現在で所有する原動機付自転車などは、平成28年度から新税率を適用

グリーン化特例 (軽自動車課税率 平成28年度のみ)

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両 (新車に限る) で、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車について、平成28年度分に限り軽自動車税を軽減する特例措置を適用します。

車種区分		税率 (年税額) 平成28年度のみ			
		①75%軽減	②50%軽減	③25%軽減	
軽自動車	三輪	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	四輪貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円



- ①電気軽自動車と天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス10%低減)
- ②四輪乗用: 平成17年排出ガス基準75%低減達成 (★★★★) かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
四輪貨物: 平成17年排出ガス基準75%低減達成 (★★★★) かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
- ③四輪乗用: 平成17年排出ガス基準75%低減達成 (★★★★) かつ平成32年度燃費基準達成車
四輪貨物: 平成17年排出ガス基準75%低減達成 (★★★★) かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※②と③は、燃料がガソリンの軽自動車に限る
※燃費基準の達成状況 (%) は、自動車検査証の備考欄に記載されています

三輪以上の軽自動車

車種区分		税率 (年税額)			
		平成27年度から		平成28年度から	
		①現行税率 平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両	②新税率 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両	③重課税率 最初の新規検査から13年を経過した車両	
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
営業用		3,000円	3,800円	4,500円	

- ①平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両は、平成28年度以降も現行税率を適用
- ②平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両は、新税率を適用
- ※①と②に関わらず最初の新規検査から13年経過すると、平成28年度以降は重課税率を適用 (平成28年度は平成14年12月31日以前に最初の新規検査を受けた車両 (自動車検査証の初度検査年月を参照) に適用)
- ※重課税率は、燃料の種類などによって対象外になるものがあります。詳しくは、お問い合わせください

軽自動車の変更手続きをお忘れなく

軽自動車税の課税対象者は、4月1日現在で車両を所有している人です。しかし、車両の廃車や譲渡をしても、名義変更などの変更手続きを行わないと、登録上の所有者に課税されます。所有者が市外へ転出したり、車両を廃車したりする場合は、3月31日までに変更手続きを行ってください。

車種	手続きの窓口	電話番号
原動機付自転車 (125CC以下) 小型特殊自動車	税制課または各支所・出張所担当課	☎32-2017 (税制課)
軽二輪車、二輪小型自動車	中国運輸局岡山運輸支局 (岡山市)	☎050-5540-2072
軽自動車	軽自動車検査協会岡山事務所 (岡山市)	☎050-3816-3084

軽自動車税口座振替済通知書の発送を廃止します

これまで軽自動車税を口座振替で納められた人に振替済通知書をお送りしていましたが、平成28年度から原付・農耕車等車検制度のない車種については送付しません。預金通帳を記帳していただき、納税の確認をお願いします。

津山市資源化センター (横山) でのごみの受け入れは3月9日(水)までです

閩環境事業所 ☎22-8255または各支所・出張所担当課

津山圏域クリーンセンター (領家) の本稼働に伴い、3月9日(水)をもって津山市資源化センター (横山) での不燃ごみ・プラスチック容器包装・缶・びん・ペットボトルの受け入れ業務を終了します。3月10日(木)からは津山圏域クリーンセンターへ搬入してください。

搬入開始日	搬入場所
3月10日(木)～	津山圏域クリーンセンター (領家)

ご理解とご協力をお願いします



※4月1日からごみ収集の分別区分やごみの出し方が変わります。詳しくは、広報つやま平成27年10月号に折り込みの「ごみの分別・出し方ガイドブック」をご覧ください。か、環境事業所 ☎22-8255までお問い合わせください

リユースプラザ津山「くるくる」のリユース品の受け入れを終了します

閩環境事業所 ☎22-8255

平成28年3月6日(日)をもってリユースプラザ津山「くるくる」を閉館します。これに伴い、「くるくる」では、2月28日(日)にリユース品の受け入れを終了します。提供品がある人はお早めに持ち込みをお願いします。

なお、津山圏域クリーンセンター (領家) では、不用品・再生品の再利用への取り組みとしてリユースコーナーの運営準備を行っています。4月から業務を開始する予定ですので、ご利用ください。

※詳しくは、お問い合わせください

2月28日まで

リユースプラザ津山「くるくる」

開館時間 午前10時～午後5時

定休日 月・火曜日

住所 山下39

閩リユースプラザ津山「くるくる」

☎32-1607